

# ごみゼロやまがた県民運動キャラクター“ごみゼロくん”使用要綱

## 第1 目的

この要綱は、ごみゼロやまがた県民運動のキャラクターとして制定された“ごみゼロくん”の公正な使用を図り、「全国一ごみの少ない県」を実現するため県民の意識の高揚並びにその活動の定着及び促進に寄与することを目的とする。

## 第2 対象

“ごみゼロくん”の使用の対象となる印刷物及び使用内容等は、第1の目的に適すると認められるものとする。

## 第3 費用の負担

“ごみゼロくん”の使用に要する費用は、申請者の負担とする。

## 第4 申請の方法

- (1) “ごみゼロくん”の使用を希望する者は、別紙様式1により、ごみゼロやまがた推進県民会議会長（以下「会長」という。）に使用許可を申請するものとする。
- (2) 申請窓口は、ごみゼロやまがた推進県民会議事務局である山形県環境エネルギー部循環型社会推進課（以下「事務局」という。）とする。
- (3) 事務局は申請内容を審査し、その内容が第1の目的に適すると認めるときは、すみやかに別紙様式2により使用許可を与える。なお、事務局は、申請内容が第1の目的に適していないと認める場合は、申請内容の変更を求めることができる。
- (4) 申請者が1ヶ月以内に（2）の変更に応じない場合は、会長は、申請者に使用の許可を与えないものとする。

## 第5 使用に関する条件

- (1) “ごみゼロくん”の使用にあたっては、特別の理由のない限り、その形態や色等を別表1の原型に沿ったものとする。ただし、その大きさは任意とする。
- (2) 文書等に使う場合は、特に支障のない限り、“ごみゼロくん”の上方に「ごみゼロやまがた県民運動キャラクター」、下方に「ごみゼロくん」の文字を入れるものとする。

## 第6 その他

- (1) 山形県内の市町村及び一部事務組合は、この要綱にかかわらず、ごみ減量化促進事業等の目的で“ごみゼロくん”を自由に使用することができる。また、「エコショップやまがた」制度実施要綱第3条第3項の規定により認定を受けた協力店についても同様とする。
- (2) この要綱に定めのない事項については会長が別に定めるものとする。

## 附則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

平成 年 月 日

ごみゼロやまがた推進県民会議会長 殿

申請者  
住所又は所在地  
氏名又は名称  
及び代表者氏名 (印)  
電話番号  
(個人以外の場合担当者名 )

ごみゼロやまがた県民運動キャラクター“ごみゼロくん”使用許可申請書

ごみゼロやまがた県民運動キャラクター“ごみゼロくん”使用要綱を承諾のうえ、下記の使用許可を申請いたします。

記

使用者名 \_\_\_\_\_

使用日時 \_\_\_\_\_

※雑誌等の場合は発行年月日を記入してください。

使用場所 \_\_\_\_\_

使用目的及び方法・内容 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

※パンフレット等の場合、案を添付してください。

※イベントなどの場合、“ごみゼロくん”の使用形態をイラスト・図面等で表してください。

様式2

平成 年 月 日

申 請 者 名 様

ごみゼロやまがた推進県民会議会長

ごみゼロやまがた県民運動キャラクター“ごみゼロくん”の使用について

平成 年 月 日付けで申請のありました標記のことについては、使用許可いたします。

# ごみゼロやまがた県民運動キャラクター



ごみゼロくん